

東大阪市教育委員会令和 7 年 2 月定例会

1 日時 令和 7 年 2 月 21 日（金）

開会 午後 2 時 00 分

閉会 午後 3 時 00 分

2 場所 市庁舎 18 階 会議室 1 及び会議室 2

3 出席者 （委員）

教育長	古 川 聖 登
教育長職務代理人	秦 卓 宏
委 員	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	田 中 宏 一

（出席説明員）

教育次長	森 田 好 一
教育次長	永 吉 勝 則
学校教育部長	太 田 恭 子
教育政策室長	西 田 幸 史
学校教育推進室長	中 渕 一 博
小中一貫教育推進室長	西 野 要
施設整備室長	上 田 章 博
学校教育部次長	出 口 源 一
学校教育部参事	日 高 崇 史
学校教育推進室参事	吉 本 博 明
教育センター所長	阪 本 み どり
社会教育部次長	中 西 正 人
社会教育部次長	小 泉 賀 孝
施設整備室次長	阪 尾 昇
学校教育推進室次長	唐 原 仁

4 議事

【古川教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和7年2月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は山中委員にお願いいたします。

2月定例会開催にあたり、私から一言御挨拶をさせていただきます。

小雪も舞う寒い中、役所も学校も年度末まで、あわただしい日々が続いております。本日は、3点お話しします。

まず小学校体育館の空調設備については、小学校・中学校・義務教育学校・教育センター・高等学校の全ての体育館の空調設備を予定どおり設置いたしました。併せて外装やトイレ等の整備も行われているところです。施設整備室職員や関係事業者に心から感謝いたします。学校からは、子どもたち・保護者・教職員・地域の方々も大変に喜ばれているとの声を聞いております。これらの体育館の多くが災害時の避難所に指定されており、その意味でもありがたいことだと思います。

2点目は、学校訪問や校園長への面談の際に聞かれた楽しい学校づくりへの取組について少し紹介します。教員が中庭でクリスマスコンサートを実施し、児童たちは、先生を取り囲んだり、校舎の窓から見たり、大歓声を上げていたと聞いております。また、児童会や生徒会が学校の課題の解決に主導的に取り組んでいるそうです。さらに、中学校の教科授業を図書室で行い、調べ学習や本に触れる機会を積極的に作っているそうです。STEAM（スティーム）教育においては、授業が楽しいとの強い肯定が生徒に見られて、大変好評だそうです。学校司書による読み聞かせが各校で行われており、小学6年生が、ビブリオバトルという本の紹介を競うものですが、それを行い、ビデオに撮って、他の学年の児童にも見せているという学校もありました。このように、楽しい学校づくりを各校で工夫されていると伺っております。

3点目は、今後の教育施策についてです。変化の激しい時代を迎えております。どんな組織でも、前例によらず、常に最適な対応を模索し、先手の企画力を高める必要があります。

す。私は常々「分担と協働」と言ってきました。役割分担だけをしていては次の時代に取り残されて、課題の解決がままなりません。東大阪市教育局では、この後説明いたしますが、小中一貫教育推進室を発展的に再編し、新たに「みらい教育室」とする方向で進めております。縦割りの弊害を乗り越え、組織横断的に中長期的な先手を打てる組織、これこそが、東大阪市の未来をつくる組織であると期待しております。私からは以上です。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第3号 令和7年度学校教育基本目標・重点目標策定の件」から日程第6「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第2「議案第4号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【古川教育長】

御異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開といたします。

それでは、日程第1「議案第3号 令和7年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

議案第3号につきましては、令和7年度の学校教育にかかる基本目標及び重点目標を定めるもので、基本目標として「すべての子どもに生きる喜びとあすをつくる力を」、また

重点目標として「総合的視点に立つ教育の推進」、「人権尊重に徹した教育の推進」、「信頼に応える学校園づくり」、「学校園・家庭・地域の協働」の４点を掲げ、これらの推進を図っていくものでございます。以上でございます。

【古川教育長】

議案第３号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

（特になし）

【古川教育長】

それでは、議案第３号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

日程第１「議案第３号 令和７年度東大阪市学校教育基本目標・重点目標策定の件」について、原案のとおり可決することと決しました。それでは、これから審議を行う日程第２「議案第４号 市立義務教育諸学校教職員（管理職）異動内申の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、議案第４号については、学校教育部にかかる案件ですので、両教育次長、学校教育部長、学校教育部次長、教育政策室長、教職員課長以外の出席説明員の方々は退席をお願いします。

※傍聴者・説明員退室※

【非公開審議】

※傍聴者・説明員入室※

【古川教育長】

次に、日程第3「議案第5号 みらい教育室設置規則制定の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

議案第5号につきましては、これまで進めてきた小中一貫教育を継続的に推進するとともに、新しい時代の学校教育のあり方を検討し、事務局横断的な施策や取組の企画・調整を行うため、新たに室を設置するにあたり、本規則の制定を行うものでございます。以上でございます。

【古川教育長】

それでは、議案第5号について、御意見・御質問等がございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

日程第3「議案第5号 みらい教育室設置規則制定の件」について、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第4「議案第6号 東大阪市立学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

議案第6号につきましては、公の施設のさらなる活性化に向けた運用のため、対象となる施設の規則について、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

【古川教育長】

改正内容について、もう少しどういう改正であるかを説明していただけますか。

【笠松教育政策室次長】

本条例施行規則の改正については、9月議会におきまして、公の施設に関する市外加算規定等を加える条例改正が行われております。つまり、市民以外の方が公の施設を利用される場合、料金を加算することが条例で決められています。それに基づき、教育委員会所管の施設に関する規則において、法人格等といった団体について、何をもって市外にある法人または団体とするかという規定を、本規則において規定しているということでございます。以上でございます。

【古川教育長】

それでは、議案第6号について、御意見・御質問等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、議案第 6 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

日程第 4「議案第 6 号 東大阪市立学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する規則制定の件」について、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第 5「議案第 7 号 東大阪市立学校に勤務する会計年度任用職員である教育職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

議案第 7 号につきましては、大阪府の非常勤講師の報酬支給要領及び特別非常勤講師の報酬等支給要領が改正されたことに伴い、東大阪市立学校に勤務する非常勤講師及び特別非常勤講師の報酬額について、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

【古川教育長】

それでは、議案第 7 号について、御意見・御質問等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

日程第5「議案第7号 東大阪市立学校に勤務する会計年度任用職員である教育職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第6「報告第2号 委員会付議事項臨時代理処理の件」について、議案の説明をお願いします。

【永吉教育次長】

報告第2号につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第2号「令和7年第1回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和7年第1回定例会提出議案について、2月20日付けで、これを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず「議案第5号 執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、新たに東大阪市子ども・若者計画審議会および東大阪市子どもの権利に関する条例制定審議会を設置するにあたり所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第6号 東大阪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者

の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 7 号 東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては語学指導等を行う外国語青年招致事業参加者への報酬額が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 8 号 東大阪市旅費支給条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、国家公務員における旅費制度の見直し等に伴い、旅費の支給について所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 9 号 東大阪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、特別職の職員の給与について、地域手当の支給割合を段階的に引上げるため所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 10 号 東大阪市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、令和 6 年人事院勧告で示された給与制度のアップデートに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 14 号 東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、認定こども園における食事の提供にかかる要件について所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 17 号 東大阪市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、例規等の定期点検に伴い、幼稚園型認定こども園の定義を修正するなど所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 24 号 東大阪市立学校に勤務する教育職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、大阪府人事委員会による令和 6 年度職員の給与等に関する勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。

次に、「議案第 27 号 東大阪市立埋蔵文化財センター条例を廃止する条例制定の件」につきましては、本施設を閉館することに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、「議案第 28 号 令和 6 年度東大阪市一般会計補正予算（第 7 回）」につきまし

ては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78 億 6,944 万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2,374 億 4,677 万円とするものでございます。なお、このうち主な教育費といたしましては、学校施設長寿命化改修事業及び屋内運動場空調設備等整備事業に 17 億 3,022 万円を、学校給食緊急支援補助金として 2,711 万円などを増額するものでございます。これにより、令和 6 年度の補正後の教育費は 186 億 2,964 万 5 千円となります。

次に、「議案第 37 号 令和 7 年度東大阪市一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算額をそれぞれ 2,354 億 8,081 万 9 千円とするものでございます。このうち教育費といたしましては、小・中学校給食費無償化事業として 11 億 2,300 万円、児童生徒用端末の更新にかかる委託料として 18 億 3,964 万円、校内教育支援ルーム支援員配置経費として 2,927 万 4 千円などを計上しており、令和 7 年度の教育費総額といたしましては 199 億 3,868 万 2 千円となっております。

次に、「議案第 39 号 令和 7 年度東大阪市奨学事業特別会計予算」につきましては、奨学資金の貸付等にかかる特別会計であり、事務費及び奨学事業費をあわせまして総額 3,793 万 8 千円を計上しております。以上でございます。

【古川教育長】

ただいま説明があった案件の中でも、議案第 37 号の一般会計予算において、SSW の増員、また小中学校給食費無償化事業については、小学校 5 年生以上の無償化は既に行っておりますが、小学校 1 年生から 4 年生までも追加いたしまして、小学校と中学校において、全学年の学校給食費無償化事業としております。総額は 11 億 2300 万円です。また、校内教育支援ルームの支援員につきましては、大阪府の事業で 10 校の配置をしておりましたが、今回は市の事業として、新たに増員する形で予算案として計上させていただいております。説明について、少し補足させていただきました。

それでは、報告第 2 号について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

それでは、報告第2号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【古川教育長】

御異議なしと認めます。

報告第2号「委員会付議事項臨時代理処理の件」については、原案のとおり承認することと決しました。

次に、報告をお願いします。「東大阪市立学校屋内運動場空調整備について」の報告をお願いします。

【阪尾施設整備室次長】

東大阪市学校屋内運動場空調整備について報告いたします。令和5年度より熱中症予防、災害時の避難所の環境改善のため、東大阪市立の小中学校、高等学校、教育センターへの屋内運動場空調設備の整備を行ってきました。この度、令和7年2月5日に空調整備が完了したことを報告させていただきます。

【古川教育長】

ただいまの報告について、御質問・御意見はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

次に、「社会福祉法人青山会との不登校支援事業に関する覚書の締結について」の報告をお願いします。

【笠松教育政策室次長】

社会福祉法人青山会との連携による不登校支援事業について報告いたします。この度、社会福祉法人青山会からの提案によりまして、不登校児童生徒に対する支援事業として、障害福祉事業所を活用した職場体験事業を、本市教育委員会と連携の上行わせていただくこととなりましたので、令和7年1月20日付にて、本事業に係る覚書を締結させていただき、全学校長への事業の紹介を行わせていただいた上、チラシの配布並びに社会福祉法人青山会及び本市教育委員会ホームページにて広報しているところでございます。以上でございます。

【古川教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【古川教育長】

次に、「愛ガード運動推進事業20周年記念式典について」の報告をお願いします。

【唐原学校教育推進室次長】

愛ガード運動推進事業20周年記念式典について報告いたします。昨日午後6時から東大阪市文化創造館小ホールにて、本式典を開催いたしました。内容につきましては、市長

より 51 推進委員会への感謝状の贈呈、玉川中学校生徒による作文披露、広報番組（愛ガード運動の特集）の上映を行いました。後日、各推進委員会に、記念品ということで小旗・タオル・帽子・缶バッジを贈呈いたします。また、愛ガード勤続 20 年の方々に対しても、感謝状を贈呈いたします。以上でございます。

【古川教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

（特になし）

【古川教育長】

この件は、広報はしてもらえるものですか。

【唐原学校教育推進室次長】

ジェイコムの番組で放映される予定です。

【古川教育長】

SNS 等といった市の広報としてはどうですか。

【唐原学校教育推進室次長】

引き続き検討していきます。

【古川教育長】

登録者数が 1 万人もいて、参加者の方も大変喜ばれていましたのでお願いします。

次に、感謝状の贈呈について、報告をお願いします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・感謝状

（施設整備室） 1 件

（学校教育推進室） 2 件

【古川教育長】

それでは最後に、その他教育委員の皆様から何か御意見、御質問等ございますか。

【各委員】

（特になし）

【古川教育長】

それでは、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【古川教育長】

御異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和7年3月24日（月曜日）午後2時より開会
する予定にしております。

【古川教育長】

それでは、これもちまして、東大阪市教育委員会令和7年2月定例会を閉会いたします。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変御疲れ様でした

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	古川 聖登
東大阪市教育委員会教育委員	山中 雅仁